

基準11 管理運営

11 - 1 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。

(1) 観点ごとの分析

観点11 - 1 - : 学校の目的を達成するために、校長、各主事、委員会等の役割が明確になっており、効果的な意思決定が行える態勢となっているか。

(観点に係る状況)

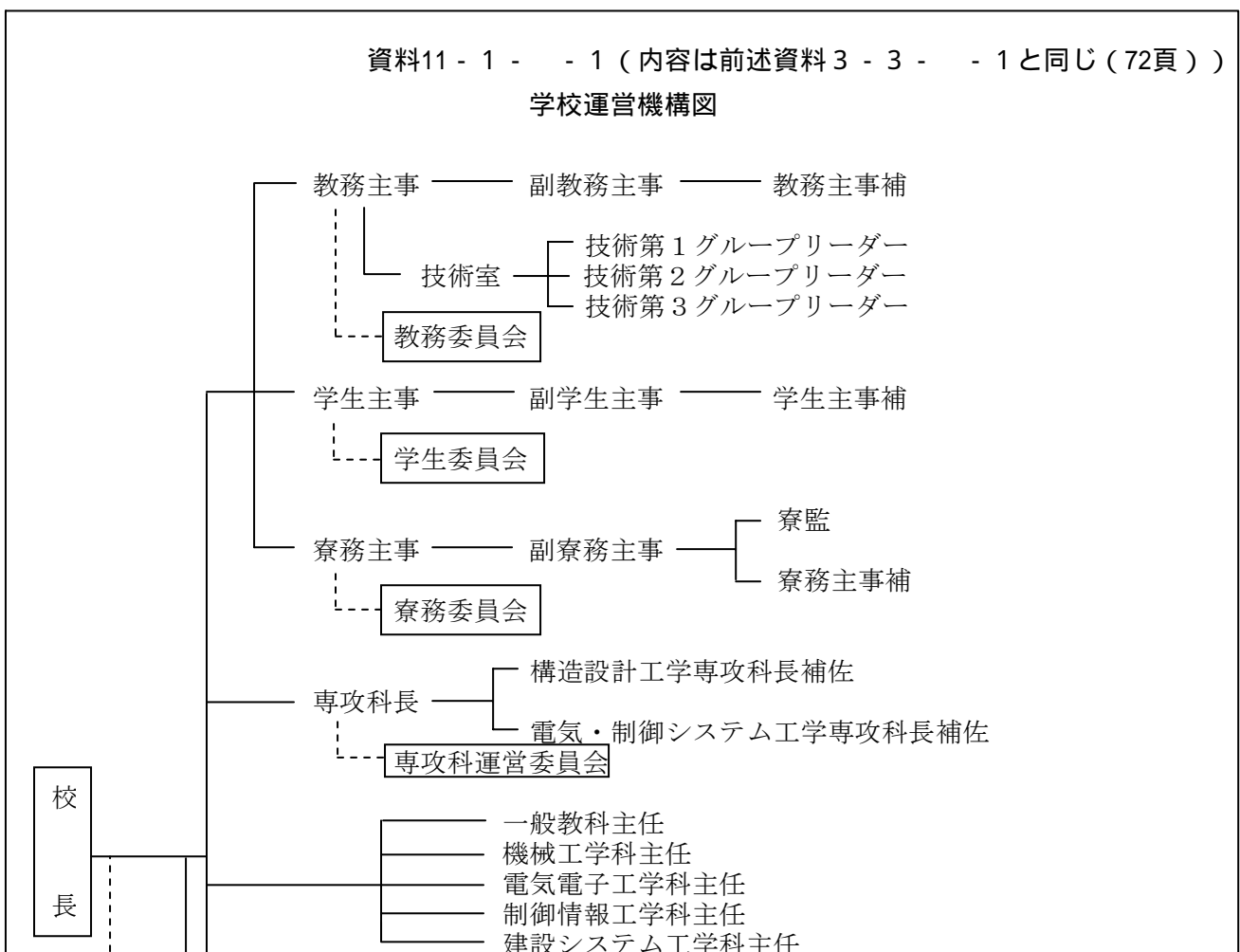
校長がリーダーシップを発揮しやすい体制となっており、教学、研究、経営等の最終責任者として、学内コンセンサスに留意しながら、学校の管理運営を行っている。

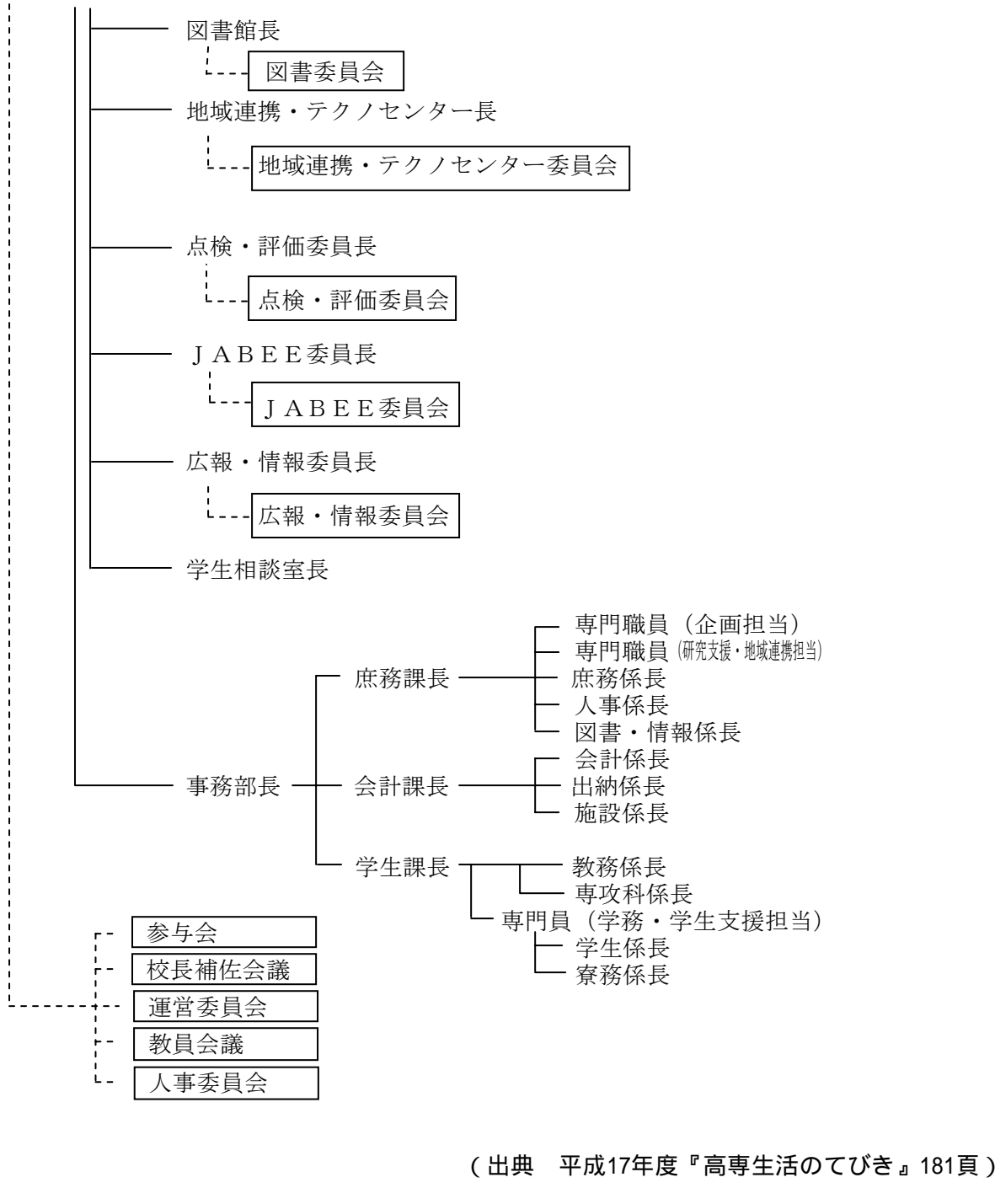
学校の目的を達成するための重要な事項については、校長、教務主事、学生主事、寮務主事、専攻科長、事務部長によるメンバーで校長補佐会議を開催して審議している。その後、さらに校長補佐会議のメンバーに各科主任、各課長を加え運営委員会を開催して審議している。その後、全教員による教員会議を開催して結果の報告を周知徹底することにより、効果的な意志決定を行っている(資料11 - 1 - - 1から2)。

また、教務主事、学生主事及び寮務主事並びに各委員会等の規則等整備をし、役割が明確になっており、校長の補佐をする体制をとっている(資料11 - 1 - - 3)。

その他の委員会等の役割に属さない学校運営の重要課題等については、校長の指示により適宜各種委員会やワーキンググループで検討し、運営委員会の審議を経て実行に移している。

資料11 - 1 - - 1 (内容は前述資料3 - 3 - - 1と同じ(72頁))
学校運営機構図





運営委員会開催通知

平成17年3月7日

運営委員会委員
点検・評価委員長 殿

運営委員会委員長

臨時運営委員会の開催について（通知）

このことについて、下記のとおり開催しますので、ご出席願います。
 なお、欠席される委員等の方は庶務係まで連絡願います。

記

- 1 日 時 平成17年3月9日（水） 13時30分～
- 2 場 所 会議室
- 3 議 題 別紙のとおり

以下別紙

平成17年3月9日

運 営 委 員 会（16-12）

議 題

- | | |
|--------------------------|-----------------|
| 1 教務委員会報告等（資料1） | 教 務 主 事 |
| 2 学生委員会報告等（資料2） | 学 生 主 事 |
| 3 寮務委員会報告等（資料3） | 寮 務 主 事 |
| 4 専攻科関係報告等（資料4） | 専攻科長代理 |
| 5 各科主任からの報告等（資料5） | 各 科 主 任 |
| 6 教育業績評価ポイント（案）について（資料6） | 点 検 ・ 評 価 委 員 長 |
| 7 校長からの報告等 | 校 長 |

- (1) 平成16年度教育研究活動に関する目標と計画の達成度評価及び
平成17年度教育研究活動に関する目標・計画書の提出について（資料7, 8）
- (2) 専攻科特別研究論文「英文アブストラクト」の指導について
- (3) 平成17年度「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」について（資料席上配付）
- (4) 施設・整備委員会の改組について
- (5) 機関別認証評価にかかる自己評価書の作成主担当について（資料9）
- (6) 平成16年度第2回参与会について（資料10）
- (7) 年度末及び年度当初の行事予定について
- (8) 機構本部の企画委員会報告について（資料11）
- (9) 四国地区高専共通試験について（資料12）
- (10) 大学等との協定について
- (11) 機構本部主催平成17年度教育教員研究集会（於：鳥羽商船）について
- (12) 協定締結を行った大学等における学生の単位認定について
- (13) その他
 - ① 新入学生意識調査アンケートについて（資料13）
- 8 規則の改正について（資料席上配付） 庶 務 課 長
 - (1) 阿南工業高等専門学校寄附金取扱細則

- (2) 阿南工業高等専門学校共同研究取扱細則
- (3) 阿南工業高等専門学校受託研究取扱細則
- (4) 阿南工業高等専門学校科学研究費補助金等取扱要項
- 9 平成17年度入学式について(資料14) 庶務課長
- 10 複写機の利用基準等について(資料15) 会計課長
- 11 その他
- (1) 電力量等の使用状況について(資料16) 会計課長
- (2) その他

(出典 運営委員会開催通知)

資料11-1-3

阿南高専における各種委員会の役割(報告事項, 任務, 審議事項等(抜粋))

1. 学則の該当箇所

第9条 本校に教務主事, 学生主事及び寮務主事を置く。

- 2 教務主事は, 校長の命を受け, 教育計画の立案その他教務に関することを掌理する。
- 3 学生主事は, 校長の命を受け, 学生の厚生補導に関すること(寮務主事の所掌に属するものを除く。)を掌理する。
- 4 寮務主事は, 校長の命を受け, 寄宿舍における学生の厚生補導に関することを掌理する。

(出典 阿南工業高等専門学校学則)

2. 参与会規則の該当箇所

(任務) 参与会は校長の諮問に応じ, 次に掲げる事項について審議し, 及び校長に対して助言を行う。

- (1) 本校の教育研究に関する重要事項
- (2) 本校の管理・運営に関する重要事項
- (3) 本校の地域連携に関する重要事項
- (4) その他本校に関する重要事項

(出典 阿南工業高等専門学校参与会規則)

3. 校長補佐会議規則の該当箇所

(審議事項) 会議は, 次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 管理運営に関する重要な事項
- (2) 主事及び専攻科長に係る所掌業務の基本方針に関する事項
- (3) 学生の処分に関する事項(運営委員会の審議事項を除く。)
- (4) その他学校運営の基本方針に関する事項

(出典 阿南工業高等専門学校校長補佐会議規則)

4. 運営委員会規則の該当箇所

(審議事項) 委員会は, 次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 管理運営の方針に関する事項
- (2) 教育の方針に関する事項

- (3) 学生指導の方針に関する事項
- (4) 寮の運営方針に関する事項
- (5) 学校行事の方針に関する事項
- (6) 学科・専攻科の運営の方針に関する事項
- (7) 学則その他重要な規則の制定及び改廃に関する事項
- (8) 宿舎に関する事項
- (9) その他学校運営に関する事項

(出典 阿南工業高等専門学校運営委員会規則)

5. 教員会議規則の該当箇所

(報告事項) 会議は、各号に掲げる事項について報告する。

- (1) 国立高等専門学校機構に関する事項
- (2) 管理運営方針に関する事項
- (3) 教育研究方針に関する事項
- (4) 主事及び専攻科長の所掌業務に関する事項
- (5) その他校長が必要と認める事項

(出典 阿南工業高等専門学校教員会議規則)

6. 教務委員会規則の該当箇所

(審議事項) 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 教育課程の編成及び履修に関する事項
- (2) 入学及び卒業並びに学籍に関する事項
- (3) 入学者選抜に関する事項
- (4) ホームルームに関する事項
- (5) 実験実習業務に関する事項
- (6) 実験実習工場の管理及び運営に関する事項
- (7) その他教育に関する事項

(出典 阿南工業高等専門学校教務委員会規則)

7. 学生委員会規則の該当箇所

(審議事項) 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 学生の生活指導に関する事項
- (2) 学生の身分に関する事項
- (3) 学生相談に関する事項
- (4) プロコンに関する事項
- (5) ロボコンに関する事項
- (6) 人権教育に関する事項
- (7) 外国人留学生に関する事項
- (8) 学生会に関する事項
- (9) その他学生生活に関する事項

(出典 阿南工業高等専門学校学生委員会規則)

8. 寮務委員会規則の該当箇所

(審議事項) 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 寮の管理・運営に関する事項
- (2) 寮生活における教育指導に関する事項
- (3) 寮生活における生活指導に関する事項
- (4) 寮生活における健康指導に関する事項
- (5) 寮生活における栄養指導に関する事項
- (6) その他寮生活に関する事項

(出典 阿南工業高等専門学校寮務委員会規則)

9. 専攻科運営委員会規則の該当箇所

(審議事項) 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 専攻科の運営に関する事項
- (2) 専攻科の教育に関する事項
- (3) その他専攻科に関する事項

(出典 阿南工業高等専門学校専攻科運営委員会規則)

10. 図書委員会規則の該当箇所

(審議事項) 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 図書館の管理・運営に関する事項
- (2) その他図書に関する必要な事項

(出典 阿南工業高等専門学校図書委員会規則)

11. 地域連携・テクノセンター委員会規則の該当箇所

(審議事項) 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) センターの管理運営に関する事項
- (2) 地域連携に関する事項
- (3) 外部への研究助成の申請に関する事項
- (4) 外部資金に関する事項
- (5) 技術相談に関する事項
- (6) 研究活動の支援に関する事項
- (7) 知的財産に関する事項
- (8) 公開講座等に関する事項
- (9) 研究紀要に関する事項
- (10) その他地域連携に関する事項

(出典 阿南工業高等専門学校地域連携・テクノセンター委員会規則)

12. 点検・評価委員会規則の該当箇所

(審議事項) 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 中期計画の達成度評価に関する事項
- (2) 自己点検評価に関する事項
- (3) 教員の自己点検の検証に関する事項
- (4) 教員のファカルティディベロップメント (以下「FD」という。)に関する事項
- (5) 教育方法改善等に関する事項
- (6) 授業評価に関する事項

(7) 情報セキュリティの評価に関する事項

(8) その他点検・評価に関する事項

(出典 阿南工業高等専門学校点検・評価委員会規則)

13. J A B E E 委員会規則の該当箇所

(審議事項) 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 日本技術者教育認定機構の実施する技術者教育プログラム認定審査に関する事項

(2) J A B E E 教育の企画・立案に関する事項

(3) その他技術者教育プログラムに関する事項

(出典 阿南工業高等専門学校 J A B E E 委員会規則)

14. 広報・情報委員会規則の該当箇所

(審議事項) 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 図書館の管理運営に関する事項

(2) 広報（入試に関する広報を除く。）に関する事項

(3) 総合情報処理室の管理・運営に関する事項

(4) ホームページの管理運営に関する事項

(5) その他広報・情報に関する事項

(出典 阿南工業高等専門学校広報・情報委員会規則)

(分析結果とその根拠理由)

本校では、校長のリーダーシップのもと三主事、専攻科長、各種委員会委員長が配置され、また、各種委員会等の組織も整備されており、学校の目的を達成するために効果的な意志決定を行える態勢となっている。

観点11 - 1 - 1 : 管理運営に関する各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。

(観点に係る状況)

平成16年度より、独立行政法人化や活性化等を図るため各種委員会の整理・統合を行い、適切に役割を分担し、効果的に活動できる組織を構築した(資料11 - 1 - 1 - 1)。これら各種委員会には、それぞれ規則を制定し運営している(前述資料11 - 1 - 1 - 3)。

事務組織については、庶務課に外部評価等の担当として企画担当と外部資金等担当の研究支援・地域連携担当の専門職員を設置した。会計課は、総務係と用度係を統合し会計係とした。学生課は、専攻科係と学生支援を設置した。これにより、事務系職員35名が教員と緊密な連携・協力体制をとりつつ、全校一体となって運営している(資料11 - 1 - 1 - 2)。

技術系職員については、平成10年度より技術室長を置き、技術第1グループ(生産・加工系)、技術第2グループ(電気・制御系)、技術第3グループ(信頼・保証系)の三部門に分かれ、それぞれ教員と協力しながら学生の指導にあたっている(資料11 - 1 - 1 - 3)。

各種委員会再編関連図

各種委員会再編関連図

| 再編前委員会名 | 再編後委員会名 | 専門委員会名 | 部会名 | 主宰者 |
|---|----------------|--------|--------------------------------|------------------------------|
| | 参与会 | | | 校長 |
| 主事会議 | 校長補佐会議 | | | 校長 |
| 運営委員会 | 運営委員会 | | | 校長 |
| 安全委員会 | 安全衛生委員会 | | | 校長 |
| 防火対策委員会 | | | | |
| 放射線障害防止委員会 セクシュアル・ハラスメント防止委員会 | | | | |
| 施設整備計画推進委員会 職員レクリエーション委員会 | 施設・設備委員会 | | | 校長 |
| 主任会議(廃止) | | | 将来構想部会 職員レクリエーション部会 宿舎部会 | (将来構想担当) (レク担当) (宿舎担当) |
| 教官会議 | 教官会議 | | | 教務主事 |
| | 区業・進級判定会議 | | | 教務主事 |
| 教官選考委員会 | 人事委員会 | | | 校長 |
| 教務委員会 | 教務委員会 | | | 教務主事 |
| ホームルーム委員会 身体障害学生に関する連絡会 実験実習委員会 実験実習小委員会 入学試験委員会 | 教育連携専門委員会 | | | 教務主事 |
| 生活指導委員会 生活指導連絡会 処分案作成小委員会 プロコン対策委員会 ロボコン対策委員会 ロボコン対策専門委員会 人権教育推進委員会 | | | | |
| 外国人留学生指導委員会 | 学生委員会 | | | 学生主事 |
| 学生相談室委員会 | プロコン対策専門委員会 | | | 専門委員長 |
| 寮務委員会 寮務連絡会 学寮給食委員会 | | | | |
| 専攻科運営委員会 専攻科運営実務者委員会 専攻科代表者会議 専攻科教官会議 専攻科教科課程検討委員会(廃止) | | | | |
| 工業技術教育センター運営委員会 | | | | |
| 共同研究委員会 発明委員会 公開講座運営委員会 研究紀要委員会 研究紀要編集委員会 | | | | |
| 自己点検・評価委員会 教育方法等改善委員会 外部評価委員会 情報セキュリティ評価専門委員会 法人化検討委員会(廃止) | 点検・評価委員会 | | | 点検・評価委員長 |
| JABEE検討委員会 教育プログラム評価委員会 | JABEE委員会 | | | JABEE委員長 |
| 広報委員会 | 広報・情報委員会 | | | 広報・情報委員長 |
| 総合情報処理室運営委員会 情報セキュリティ委員会 情報ネットワーク・セキュリティ委員会 情報セキュリティポリシー等策定専門委員会 事務情報化委員会 | 広報専門委員会 | | | 専門委員長 |
| 広報ホームページ小委員会 | | | | |
| 図書委員会 | 図書委員会 | | | 図書館長 |
| 創立40周年記念事業実施委員会(廃止) | | | | |
| 事務連絡会 事務簡素合理化検討委員会 | 事務協議会 | | | 事務部長 |
| 仕様策定委員会 | 仕様策定委員会 | | | 会計課長 |
| 物品購入等機種選定委員会 | 物品購入等機種選定委員会 | | | 会計課長 |
| 競争参加資格等審査委員会 | 競争参加資格等審査委員会 | | | 会計課長 |
| 公正入札調査委員会 | 公正入札調査委員会 | | | 会計課長 |
| 建設コンサルタント選定委員会 | 建設コンサルタント選定委員会 | | | 会計課長 |

(出典 各種委員会再編関連図)

阿南工業高等専門学校職員組織規則（抜粋）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、阿南工業高等専門学校学則第11条の規定に基づき、阿南工業高等専門学校（以下「本校」という。）の職員組織及び所掌業務の範囲を定めることを目的とする。

第2章 職員組織

（事務部）

第2条 本校に事務部を置く。

（課）

第3条 事務部に庶務課、会計課及び学生課を置く。

（技術室）

第4条 事務部に技術室を置く。

（係）

第5条 課に係を置く。

（事務部長）

第6条 事務部に事務部長を置く。

2 事務部長は、職員をもって充てる。

3 事務部長は、校長の命を受け、事務部の業務を処理する。

（課長）

第7条 課に課長を置く。

2 課長は、職員をもって充てる。

3 課長は、上司の命を受け、課の業務を処理する。

（専門員）

第8条 課に専門員を置くことができる。

2 専門員は、職員をもって充てる。

3 専門員は、上司の命を受け、課の業務のうち、高度の専門的事項に係る特定のものを処理する。

（専門職員）

第9条 課に専門職員を置くことができる。

2 専門職員は、職員をもって充てる。

3 専門職員は、上司の命を受け、課の業務のうち、専門的事項に係る特定のものを処理する。

（係長）

第10条 課に係長を置く。

2 係長は、職員をもって充てる。

3 係長は、上司の命を受け、係の業務を処理する。

（技術室長）

第11条 技術室に室長を置く。

2 技術室長は、技術職員をもって充てる。

3 室長は、上司の命を受け、室の業務を処理する。

(技術専門員)

第11条の2 技術室に、技術専門員を置くことができる。

2 技術専門員は、技術職員をもって充てる。

3 技術専門員は、上司の名を受け、室の業務のうち、特に専門的事項に係るものを処理する。

(技術専門職員)

第12条 室に技術専門職員を置くことができる。

2 技術専門職員は、技術職員をもって充てる。

3 技術専門職員は、上司の命を受け、室の業務のうち、専門的事項に係る特定のものを処理する。

(主任)

第13条 係に主任を置くことができる。

2 主任は、職員をもって充てる。

3 主任は、係長の業務を受けて、その担当する業務を処理する。

(係員)

第14条 係に係員を置く。

2 係員は、職員をもって充てる。

3 係員は、上司の命を受け、業務に従事する。

(室員)

第15条 室に室員を置く。

2 室員は、職員をもって充てる。

3 室員は、上司の命を受け、業務に従事する。

(庶務課)

第16条 庶務課においては、次の業務をつかさどる。

(1) 参与会に関すること。

(2) 中期計画に関すること。

(3) 点検・評価に関すること。

(4) 研究助成に関すること。

(5) 奨学寄附金に関すること。

(6) 紀要発行に関すること。

(7) 研究支援・地域連携に関すること。

(8) 外部資金(経理関係を除く。)に関すること。

(9) 技術室の支援に関すること。

(10) 事務部の所掌業務の連絡調整に関すること。

(11) 諸規則の整備に関すること。

(12) 公文書類の接受, 発送, 編集及び保存に関すること。

(13) 公印(会計機関の公印を除く。)の制定及び改廃並びにその管守に関すること。

(14) 教職員の人事業務に関すること。

(15) 教職員の健康管理及び福利厚生に関すること。

- (16) 図書の業務に関する事。
- (17) 事務情報化に関する事。
- (18) 前各号に掲げるもののほか、他の所掌に属さない業務に関する事。

(会計課)

第 17 条 会計課においては、次の業務をつかさどる。

- (1) 予算業務に関する事。
- (2) 運営費交付金の経理業務に関する事。
- (3) 会計機関に属する公印の管守に関する事。
- (4) 物品の管理業務に関する事。
- (5) 民間との共同研究等の経理業務に関する事。
- (6) 寄附金の経理業務に関する事。
- (7) 共済組合の業務に関する事。
- (8) 固定資産及び債権の管理業務に関する事。
- (9) 施設及び設備の維持管理業務に関する事。
- (10) 校内の警備に関する事。
- (11) 校内の環境整備に関する事。

(学生課)

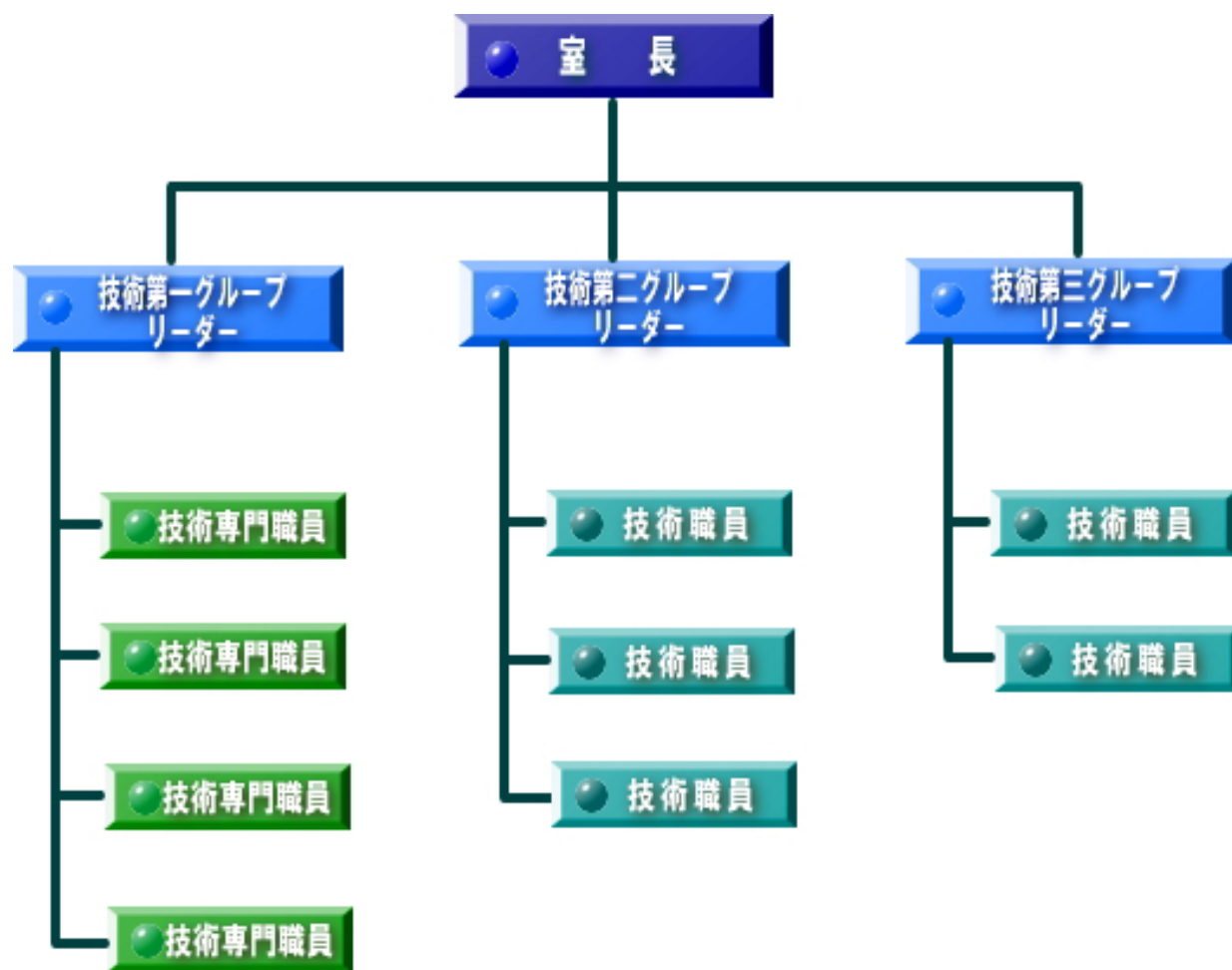
第 18 条 学生課においては、次の業務をつかさどる。

- (1) 学生の健康管理に関する事。
- (2) 学生相談に関する事。
- (3) 入学者の選抜に関する事。
- (4) 学生の入退学及び卒業に関する事。
- (5) 学生課に属する公印の管守に関する事。
- (6) 授業に関する事。
- (7) J A B E E に関する事。
- (8) 専攻科に関する事。
- (9) 学生の生活補導に関する事。
- (10) 学生の就職に関する事。
- (11) 学生寮に関する事。
- (12) 寮生の福利厚生に関する事。
- (13) 寮生食堂の管理・運営に関する事。

(以下略)

(出典 阿南工業高等専門学校職員組織規則)

Webサイトの「技術室」の組織図箇所



(出典 阿南高専Webサイト (<http://www.anan-nct.ac.jp/qcenter/gijyutsu/>))

(分析結果とその根拠理由)

各種委員会については、前述のとおり整理・統合を行い、適切にその機能を果たし、教学に係る各種委員会等と管理運営組織等との連携も円滑に行われている。

また、事務組織についても、教員と緊密な協力体制をとりつつ全校一体となって運営している。以上のことから、本校は、適切に役割を分担し、効果的に活動している。

観点11 - 1 - : 管理運営の諸規定が整備されているか。

(観点に係る状況)

学校の管理運営に関する諸規定については、阿南工業高等専門学校学則、阿南工業高等専門学校校長補佐会議規則、阿南工業高等専門学校運営委員会規則、阿南工業高等専門学校教員会議規則等のほか各種委員会規則等も整備されており、充分その機能を果たしている。

(分析結果とその根拠理由)

本校では、管理運営に関する諸規定が適切に整備されている。

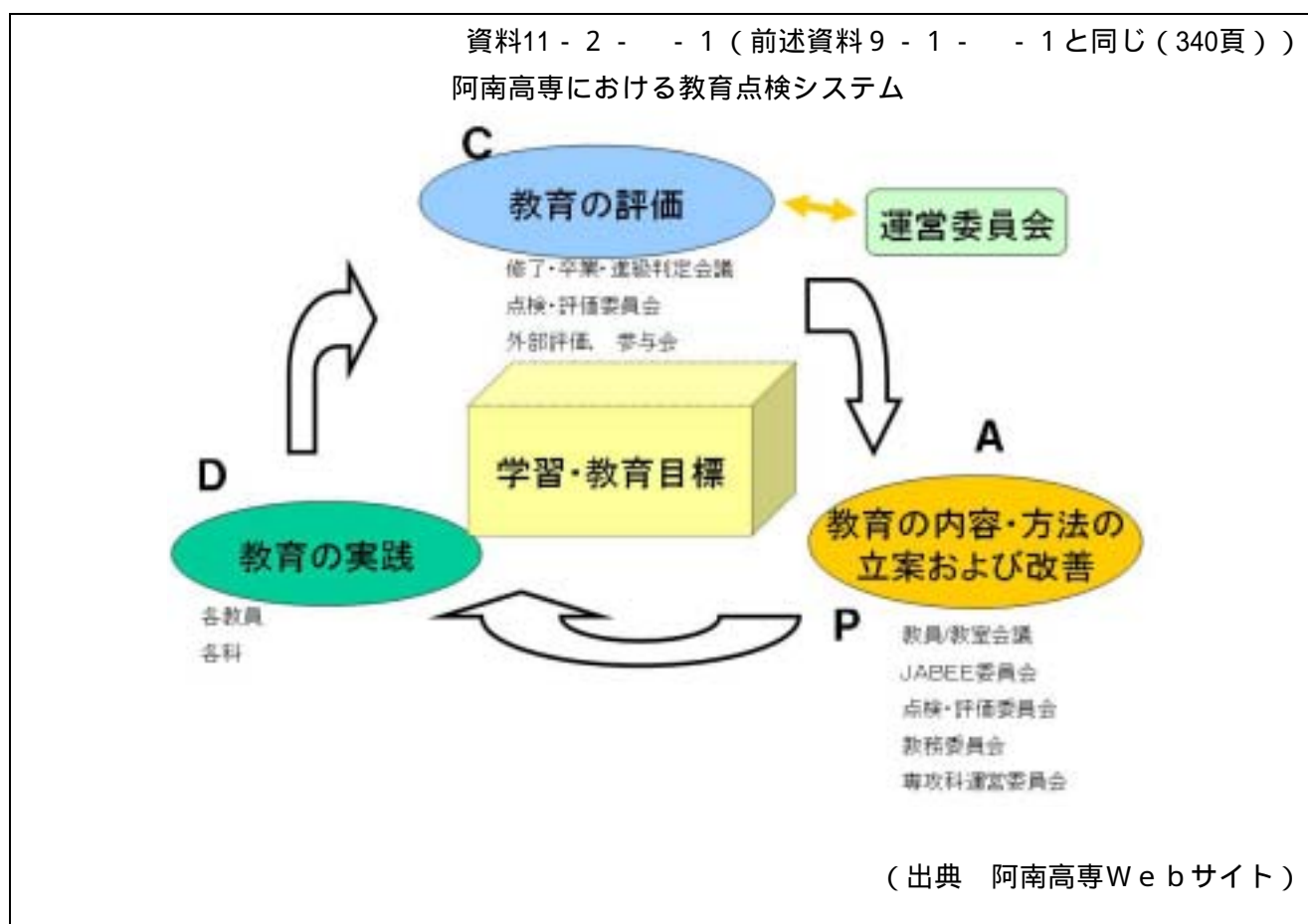
11 - 2 学校の目的を達成するために、外部有識者の意見が適切に管理運営に反映されていること。

観点11 - 2 - 1 : 外部有識者の意見が適切な形で管理運営に反映されているか。

(観点に係る状況)

本校の管理運営に関する重要事項等について意見を聴くため、平成12年度から、教育研究分野に精通した大学の教員、産業界の動向に精通した者、地域の行政担当者、同窓会会長等による外部評価を開始し、年1～2回定期的に開催し指導・助言を求めている。

これらの意見に基づく具体化を運営委員会等で検討し、改善を図っている(資料11 - 2 - 1)。すなわち、これまでに、簡潔に表現した校訓の作成、教員採用面での情報の開示、工業技術教育センター(平成16年度より地域連携・テクノセンター)の整備充実を図るとともに、シラバスを改善し、平成16年度より終業時刻を16:00に抑える等の改善を行っている。特に、工業技術教育研究センター(平成16年度より地域連携・テクノセンター)の整備充実に関しては、平成14年度に創造テクノセンターの竣工として実現された。



(分析結果とその根拠理由)

参与会を設けることにより、外部有識者の意見が適切な形で管理運営に反映されている。

11 - 3 学校の目的を達成するために、高等専門学校の活動の総合的状况に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

観点11 - 3 - : 自己点検・評価（や第三者評価）が高等専門学校の活動の総合的状况に対して行われ、かつ、それらの評価結果が公表されているか。

（観点に係る状況）

平成8年度は教育活動、平成13年度は管理運営・組織の在り方に関して自己点検・評価し、自己点検・評価報告書等として公表されている。平成16年度は課外活動に関して参与会に諮った。

また、平成11年度より毎年、学生による授業評価を実施しており、授業アンケート結果報告書として公表されている。

（分析結果とその根拠理由）

自己点検・評価や第三者評価が高等専門学校の活動の総合的状况に対して行われ、かつ、それらの評価結果が公表されている。

観点11 - 3 - : 評価結果がフィードバックされ、高等専門学校の目的の達成のための改善に結び付けられるような、システムが整備され、有効に運営されているか。

（観点に係る状況）

教育・研究に関する評価結果を、本校の目的達成のための改善に結びつけるため、平成15年度からPDCA（Plan/Do/Check/Action）サイクルを開始した（前述資料11 - 2 - - 1）。教育点検を例に採ると、教育の内容・方法に関する計画を教務委員会等で立案し、各教員が教育を実践する。教育の評価は修了・卒業・進級判定会議や参与会等で行い、評価結果を基に運営委員会で改善方針が審議され（資料11 - 3 - - 1）、スパイラル状にサイクルが繰り返される。

これらのシステム及び運営に関する詳細は、自己点検書。

運 営 委 員 会 議 事 概 要

- 1 日 時 平成16年6月16日(水) 13時30分～16時15分
- 2 場 所 会議室
- 3 出席者 別紙出席者名簿のとおり
- 4 議題

【報告事項】

＜中略＞

- 6 校長からの報告等

＜中略＞

(2) その他

校長から、参与会（6月2日(水)開催）での審議内容に関連して、次の指示があった。

- ① 本年度の中期計画について、各主事、各学科等担当が実行計画を点検し、計画を進めて行くこと。
- ② 企業との連携について、抜本的な見直しを図り、活性化の方策を講じること。

＜以下略＞

（出典 運営委員会議事録（平成16年6月16日校長からの報告））

（分析結果とその根拠理由）

P D C Aが機能し、平成16年度にJ A B E E技術者教育プログラムが認定された。このことから、本校は目的達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され有効に運営されている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

（優れた点）

校長のリーダーシップのもと、各主事、各種委員会等の管理運営体制及び事務組織も整備され機能しており、外部有識者の意見が反映されるシステムも整っている。また、教育、研究等に関する自己点検・評価も適切に実施し、これらの結果についても報告書やW e bサイト等に公表されている。

（改善を要する点）

特になし。

(3) 基準11の自己評価の概要

本校では、平成12年度から外部評価を得てきた。平成16年度より、管理運営に関する重要事項について意見を聴くため、学外の有識者で組織する参与会を設置した。

学校の管理運営に関する重要な事項については、校長補佐会議、運営委員会を開催して審議しており、その後、全教員による教員会議を開催して結果の報告を周知徹底することにより、効果的な意志決定を行っている。

なお、平成16年度より、独立行政法人化や活性化等を図るため各種委員会の整理・統合を行い、適切に役割を分担し、効果的に活動できる組織を構築した。事務組織についても見直しを図り、効果的

に活動できる組織を構築して教員と緊密な連携・協力体制をとりつつ、全校一体となって運営している。技術系職員についても、平成10年度より技術室長を置き、技術第1グループ（生産・加工系）、技術第2グループ（電気・制御系）、技術第3グループ（信頼・保証系）の三部門に分かれ、それぞれ教員と協力しながら学生の指導にあたっている。

また、教育、研究等に関する自己点検・評価も適切に実施し、これらの結果についても報告書やWebサイト等に公表されている。